

Q45 eスポーツに関する法的課題へのその後の取組状況(1)

Q eスポーツに関する法的課題について、日本eスポーツ連合から見解が出されたと聞きましたが、どのような内容なのでしょう。

A 日本eスポーツ連合が消費者庁に対してノーアクションレターを送った回答に基づき、景品表示法の問題について、次のような見解を公表しました。

- ① 賞金の提供先をプロライセンス選手に限定する大会については「仕事の報酬等」の提供にあたる。
- ② 賞金の提供先をプロライセンス選手に限定しない大会であっても大会等の競技性および興業性を向上させるなど参加者が仕事としてゲームプレイを行っている場合は「仕事の報酬等」にあたるが、
- ③ 興行的性質が認められない大会で参加者の実力など相応しない高額賞金が提供される場合には「仕事の報酬等」と認められない可能性がある。

賭博罪の問題についても、次のように見解を公表しています。

- ① 賞金・賞品が、参加者や主催者以外の第三者（スポンサー）から提供されること、
- ② （大会の主催者が賞金を提供する場合であっても、）参加料が会場費やスタッフの活動費などの大会運営費用にのみ充当され、賞金・賞品に充当されていないこと、

という条件を満たす場合には参加者から参加費を徴収しても賭博行為には当たらない。

解 説

1 日本eスポーツ連合の見解発表

景品類等指定告示運用基準（Q9、Q10参照）5(3)によれば、「取引の相手方に提供する経済上の利益であっても、仕事の報酬等と認められる金品の提供は、景品類の提供に当たらない」（下線は筆者）とされています。

この「仕事の報酬等」にあたる場合について、2019年9月12日、日本eスポーツ連合（JeSU）は、景品表示法の問題について消費者庁に対してノーアクションレターを提出した回答に基づき見解を公表しました。また、同時に、内部で検討した結果として、刑法の賭博罪の賭博行為にあたらない場合についての見解も発表しました。

2 景品表示法の問題（Q9・Q10参照）

(1) 賞金の提供先をプロライセンス選手に限定する大会

JeSUは、JeSUが認定するプロライセンス選手は、JeSUが公認する大会で好成績を収め、競技性、興行性ある大会等へ出場するゲームプレイヤーとしてプロフェッショナルであるという自覚をもつなどの要件を満たす選手である。そのような選手は、典型的に不特定多数の観客・視聴者に対して自らのゲームプレイを見せ、観客や視聴者を魅了し、大会等の競技性および興行性を向上させることを仕事にしていることができるから、プロライセンス選手のみが賞金を受け取れる形で行われる大会には興行性があるといえ、当該賞金の提供は「仕事の報酬等」の提供であると認められるため、景品表示法に違反しないとしました。

(2) 賞金の提供先をプロライセンス選手に限定しない大会

また、プロライセンス選手に限定しない大会であっても、所定の審査基準に基づいて大会等運営団体から審査を受けて、参加資格の承認を受けるといったように、一定の方法により参加者が限定されており、仕事の内容として、高い技術を用いたゲームプレイの実技もしくは実演またはそれに類する

魅力のあるパフォーマンス（芸能人やスポーツ選手等、著名人が参加する大会のようにゲームプレイ自体に魅力がある場合も含まれる）を行い、多数の観客や視聴者に対してそれを見せ、大会等の競技性および興行性を向上させることが求められている場合には、これらの大会への参加者は、仕事として、ゲームプレイを行っているということができるため、これらの参加者に対する賞金の提供は、「仕事の報酬等」の提供であると認められるため、景品表示法に違反しないとしました。

(3) 例外事例

他方、配信・観戦のいずれも行われなないなど、興行的性質がおよそ認められないイベント・大会において、参加者の実力・ゲームプレイの魅力に相応しない高額な賞金を提供して、専らゲームの販促活動のために賞金を提供するような場合には、個別判断によるものの、当該賞金提供が「仕事の報酬等」の提供であると認められない可能性がある点に留意する必要があるとしています。

(4) JeSUの見解への評価

このようなJeSUの発表した見解については、景品表示法違反にならない場合が明確化されたという評価がなされた一方、消費者庁の回答は、高い技術を用いたゲームプレイの実技を行い、興行性が認められる場合には「仕事の報酬等」にあたることを認めたものであり、JeSUのプロライセンスがなくてもこれにあたるのがむしろ明確になったのではないかなどという評価もなされています。参加者がプロライセンス選手に限定されない場合（前述の(2)の場合）、どういった参加資格にすれば高い技術をもった参加者であるといえるのか、また、どのような場合に興行性が認められるかなどは、そういう意味で、今後も景品表示法にいう「仕事の報酬等」にどのような場合があたるのかという議論はまだ残っているといます。しかし、少なくとも「仕事の報酬等」にあたる場合の一定の見解がなされた点で景品表示法についての議論が一步進んだといえるでしょう。

3 賭博罪の問題について（Q12参照）

また、JeSUは、刑法の賭博罪にあたりうる賭博行為にあたるかという点について、参加者から参加費を徴収する場合であっても、①賞金・賞品が、参加者や主催者以外の第三者（スポンサー）から提供されること、②（大会の主催者が賞金を提供する場合であっても、）参加料が会場費やスタッフの活動費などの大会運営費用にのみ充当され、賞金・賞品に充当されていないこと、という条件を満たす場合には参加者から参加費を徴収しても賭博行為にはあたらないという見解を公表しました。

これについては、従前から述べられていたこの論点に関する議論と異なる点はなく、この論点についての整理をしたものといえるでしょう。

【参考文献】

JeSU ホームページ「eスポーツに関する法的課題への取組み状況のご報告」

〈https://jesu.or.jp/contents/news/news_0912/〉

（堀田 裕二）

Q46 eスポーツに関する法的課題へのその後の取組状況(2)

Q eスポーツに関する法的課題のうち風営法の問題について、日本eスポーツ連合からガイドラインが出されたと聞きましたが、どのような内容なのでしょう。

A Q45で解説した2019年9月の見解に続き、2020年9月に風営法の問題について「参加料徴収型大会ガイドライン」を発表し、風営法による賞金の規制が適用される場合について、ガイドラインを示しました。

ガイドラインでは、参加料を徴収するゲーム大会において、大会主催者は最大参加者数をあらかじめ設定して実際の参加者がこれを上回らないようにするとともに、参加料の合計額（最大参加者数×一人あたりの参加料）が、大会設営費用見込額の合計を上回らないよう留意しなければならないとしています。

解 説

1 日本eスポーツ連合のガイドライン発表

2019年9月12日に景品表示法および刑法の賭博罪についての見解（Q45参照）を発表した翌2020年9月24日、日本eスポーツ連合（JeSU）は風営法上の「ゲームセンター等営業」に該当しない参加料徴収型大会の範囲を明確化するため「参加料徴収型大会ガイドライン」を作成しました。

2 風営法の問題（Q11参照）

風営法2条では、風俗営業にあたる定義を定め、その5号において「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの……を備える店

舗……において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」がこれにあたるとされています。これは、いわゆるゲームセンター条項と呼ばれているものであり、ゲームセンターが非行少年のたまり場となって問題とされた昭和59年改正によって設けられたものです。

この点、ゲームセンター等といえるための遊技設備といえるか、その営業にあたるかなどについて、2020年9月24日、JeSUが風営法上の「ゲームセンター等営業」に該当しない参加料徴収型大会の範囲を明確化するため「参加料徴収型大会ガイドライン」を作成しました。

このガイドラインによれば、まず、大会主催者は、家庭用ゲーム機またはアーケードゲーム機を用いて参加料徴収型大会を開催する場合には、当該大会はゲームセンター等営業に該当するおそれがあるとし、一方、パソコンやスマートフォンなど汎用的機器を使用する場合には風営法の適用はないとしています。

そのうえで、参加料を徴収するゲーム大会においては、大会主催者は、参加料が大会設営費用にのみ充当されるようにするため、最大参加者数をあらかじめ設定して実際の参加者がこれを上回らないようにするとともに、参加料の合計額が大会設営費用見込額の合計を上回らないようにする必要があります。

これは、参加料が大会設営費用を超えるような場合には、ゲームをすることで利益を生むと解されることになり、ゲームを業として行っていると解釈されることによって、ゲームセンター規制を受ける可能性があるということによるものと考えられます。

JeSUはさらに、このガイドラインの適合性審査やその他の法令に適合しているかも審査する認定（適合認証）制度も設けて、法令に適合した大会運営をサポートするとしています。

このガイドラインは、参加料を徴収する大会において、風営法の適用がない場合を明確化したという点で意義があるものといえるでしょう。しかし、風営法の業としての適用を受けるのは、1回限りの大会だけではなく、リー

グ戦など継続してeスポーツを行う場合や、eスポーツの練習場やeスポーツバーなどを設ける場合もあり得ますが、本ガイドラインではこの点についての解釈は示されておらず、今後さらなるガイドライン等解釈の指針が示されることが期待されます。

【参考文献】

JeSU ホームページ「参加料徴収型大会ガイドライン」

〈https://jesu.or.jp/wp-content/themes/jesu/contents/pdf/terms/participationfee_guidelines.pdf〉

（堀田 裕二）